

令和6年度 山形市生ごみ処理機等購入補助事業補助金交付要綱

(目的及び交付)

第1条 市長は、一般家庭から排出される生ごみの減量化及び堆肥化を促進するため、家庭用生ごみ処理機等（以下「処理機等」という。）を購入する者に対し、山形市補助金等の適正化に関する規則（昭和52年市規則第10号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付する。

(補助対象者及び補助対象経費)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件を満たし、かつ、第10条第1項の規定による市長の指定を受けた販売業者（以下「指定販売業者」という。）から処理機等を購入する者とし、補助金の交付の対象となる経費は、処理機等の購入価格（消費税及び地方消費税相当額を含む。以下同じ。）とする。

- (1) 市内に住所を有し、かつ、居住していること。ただし、事業所等の法人を除く。
- (2) 処理機等を常に良好な状態で維持管理でき、かつ、処理機等で減量化及び堆肥化したものを有効に活用できること。
- (3) 本人及び世帯員が過去（平成23年度以降）に補助金の交付の決定を受けた購入者でないこと。ただし、同居世帯は1世帯とみなす。

(補助対象処理機等)

第3条 補助金の交付の対象となる処理機等は、市長の定める日から令和7年3月31日までに購入した次に掲げるもので、生ごみの減量又は堆肥化が促進でき、かつ、悪臭や害虫などが発散しない構造及び材質のものとする。ただし、資材（ボカシ・促進剤・木材チップ等）は補助対象外とする。

- (1) 電気式（機械式）生ごみ処理機（ディスポーザー型の機器を除く。）
- (2) コンポスト容器
- (3) EMボカシ容器

(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、次の表の左欄に掲げる処理機等の種類に応じ、それぞれ1基（EMボカシ容器にあつては、2個1組）につき購入価格の2分の1に相当する額（100円未満の端数があるときは、それを切り捨てた額）又は同表の右欄に定める限度額のいずれか低い額とする。

処理機等の種類	限度額（円）
電気式（機械式）生ごみ処理機	30,000
コンポスト容器	3,000
EMボカシ容器	3,000

(事前申込み)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、処理機等を購入する前に、別に定める申込書を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申込みがあったときは、その内容を審査し、第2条各号に掲げる要件に適合すると認めるときは、購入案内通知（別記様式第1号）を当該申込みをした者に交付するものとする。

(処理機等の購入)

第6条 補助金の交付を受けて処理機等を購入しようとする者は、購入の際、購入案内通知を指定販売業者に提出しなければならない。

(補助金交付申請)

第7条 補助対象者は、指定販売業者を經由して、山形市生ごみ処理機等購入補助事業補助金交付申請書（別記様式第2号。以下「補助金交付申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 補助対象者は、委任状（別記様式第3号）により指定販売業者に補助金の交付の請求及び受領についての権限を委任するものとする。

3 前項の規定による委任を受けた指定販売業者は、補助金交付申請書に次に掲げる書類を添えて、市長の指示する日まで市長に提出しなければならない。

(1) 購入案内通知

(2) 委任状

(3) 山形市生ごみ処理機等購入補助事業補助金内訳書（別記様式第4号）

(実績報告)

第8条 規則第13条の規定にかかわらず、前条第3項各号に掲げる書類をもって、規則第13条の報告に代えることができる。

(補助金確定通知)

第9条 規則第14条の規定にかかわらず、規則第8条の規定による補助金交付決定の通知をもって、規則第14条の補助金確定通知に代えることができる。

2 前項の通知は、指定販売業者に送付するものとする。

(販売業者の指定)

第10条 市長は、次に掲げる全ての要件に該当する者を処理機等の販売業者として指定するものとする。

(1) 市内に販売店舗を有していること。

(2) 処理機等の宅配をすることができること。

(3) 処理機等の設置、使用及び維持管理の方法について、責任のある対応及び指導ができること。

(4) 第7条第2項の規定により委任を受けた補助金の交付に関する事務を処理できること。

2 前項の規定による指定を受けようとする者は、山形市生ごみ処理機等販売業者指定申請書（別記様式第5号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 法人にあつては、登記事項証明書

(2) 個人にあつては、住民票の写し

(3) 納税証明書

(4) その他市長が必要と認める書類

3 市長は、前項の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、第1項各号に掲げる要件に適合すると認めるときは、山形市生ごみ処理機等販売業者指定通知書（別記様式第6号）を当該申請をした者に交付するものとする。

(指定販売業者の取消し)

第11条 市長は、指定販売業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、処理機等の販売業者の指定を取り消すことができる。

(1) 虚偽の申請その他不正な手段により販売業者の指定を受けたとき。

(2) 前条第1項各号に掲げる要件に該当しなくなったとき。

(3) その他指定販売業者としてふさわしくない行為があつたとき。

(変更等)

第12条 指定販売業者において名称、所在地等に変更が生じた場合は、変更届出書を市長に提出しなければならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 1 令和5年度以前において、この要綱と同等の要綱の規定により処理機等の指定販売業者として指定を受けている者で、令和6年度に引き続き指定を受ける意思のある者は、この要綱の規定により処理機等の指定販売業者として指定を受けた者とみなす。
- 2 前項の規定により指定販売業者として指定を受けた者とみなされた者は、市長の定める日まで市長が必要と認める書類を提出しなければならない。